

[建設工事の種類]

建設工事の種類は、建設業法第2条別表において、29業種（土木一式、建築一式及び27種類の専門工事）が定められています。また、その具体的な内容・例示については、建設省告示「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和47年3月8日建設省告示第350号）」及び国土交通省通知「建設業許可事務ガイドラインについて（平成13年4月3日国総建第97条）」に示されています。

業種の審査は、これらに基づき行いますので、例えば、**発注者において、土木一式工事や建築一式工事として発注された工事であったとしても、その他の専門工事に該当する場合には、当該工事は土木一式工事や建築一式工事とは認められません。**また、**土木一式工事や建築一式工事は、総合的な企画・指導・調整のもとに行われるため、原則として元請工事が対象となります。**なお、検査、調査、部品交換、剪定、清掃等については、通常、建設工事とは認められず、完成工事高に計上できません。

業種コード	建設工事の種類 (業種) 〔法別表〕	建設工事の内容 〔建設省告示抜粋〕	建設工事の例示 〔国土交通省通知別表〕
010	土木一式工事 (土木工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は増設する工事を含む。以下同じ。)	
	(011 PC工事)		
020	建築一式工事 (建築工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
030	大工工事 (大工工事業)	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
040	左官工事 (左官工事業)	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
050	とび・土工・コンクリート工事 (とび・土工工事業)	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬設置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及びひ場所打くいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬設置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打くい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
	(051 法面処理工事)		
060	石工事 (石工事業)	石材(石材に類するコンクリートブロック及びひ擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
070	屋根工事 (屋根工事業)	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
080	電気工事 (電気工事業)	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
090	管工事 (管工事業)	冷暖房、冷凍冷蔵、空調調和、給排水、衛生等のための設備を設置し又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事

業種 コード	建設工事の種類 (業種)	建設工事の内容	建設工事の例示
	[法別表]	[建設省告示抜粋]	[国土交通省通知別表]
100	タイル・れんが・ブロック工事 (タイル・れんが・ブロック工事業)	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物これんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
110	鋼構造物工事 (鋼構造物工事業)	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立により工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門・水門等の門扉設置工事
	(111 鋼橋上部工事)		
120	鉄筋工事 (鉄筋工事業)	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立工事、ガス圧接工事
130	舗装工事 (舗装工事業)	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
140	しゅんせつ工事 (しゅんせつ工事業)	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
150	板金工事 (板金工事業)	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
160	ガラス工事 (ガラス工事業)	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
170	塗装工事 (塗装工事業)	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
180	防水工事 (防水工事業)	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
190	内装仕上工事 (内装仕上工事業)	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
200	機械器具設置工事 (機械器具設置工事業)	機械器具の組立て等により、工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
210	熱絶縁工事 (熱絶縁工事業)	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
220	電気通信工事 (電気通信工事業)	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
230	造園工事 (造園工事業)	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事

業種 コード	建設工事の種類 (業 種)	建設工事の内容	建設工事の例示
	[法別表]	[建設省告示抜粋]	[国土交通省通知別表]
240	さく井工事 (さく井工事業)	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
250	建具工事 (建具工事業)	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
260	水道施設工事 (水道施設工事業)	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理施設を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
270	消防施設工事 (消防施設工事業)	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難階段、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
280	清掃施設工事 (清掃施設工事業)	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
290	解体工事【新設】 (解体工事業)	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

※解体工事は、構造物の解体・撤去が目的であり、解体後引き続き新設・改装する場合は解体工事にあたりません。

○ 工事経歴書記載の上位3件分の建設工事に係る契約書、注文書、請書等の写し（提出書類）

（注意事項）

- ・ 法人成りや合併等、特殊な経営事項審査の場合は、決算期毎の工事経歴書記載のそれぞれ上位3件分が必要となります。
- ・ 審査対象事業年度分の業種ごとの工事経歴書記載の上位3件分の建設工事に係る契約書、注文書、請書などの具体的な工事の内容及び工事の期間のわかる書類の写しを提出してください。これらの書類によっても建設工事の具体的な内容や期間が不明である場合には、内訳書、設計書、図面などの書類の写しも併せて提出してください（なお、後日、提出を求めることもあります。）。
- ・ 請書等、発注者の記名・押印がない書類を提出する場合は、併せて下記①～③のいずれかの書類（コピー）の提出が必要です。（公共工事のみ）
 - ① 市町村が工事代金支払いに際して発行している支払通知書・振込通知書
 - ② 市町村が工事完成検査後に発行している完成検査通知書
 - ③ 預金通帳の写しや公的機関が発行した支払い通知書

※①～③の書類について工事名・請負金額が確認できるものに限り、市町村によって書類の名称が異なる場合や、発行していない市町村もありますので、ご注意ください。

- ・ 単価契約や年間契約で、当初契約時に請負金額を定めていない場合は、当初の単価契約書や年間契約書の写しと、工事経歴書に記載されている請負金額のわかる指示書の写し（指示書が多数となる場合は、総括表及び当該総括表に記載される工事のうち3件分の指示書）を提出してください。
- ・ 契約後に請負金額や工期等に変更があった場合は、変更契約書（写し）も併せて提出してください。変更契約を締結していない場合の取扱いは、79ページのよく頂く質問をご覧ください。
- ・ 工事経歴書に記載されている上位3件分の工事のうち、契約後VEに係る工事にあつては、契約後VE縮減額証明書の写し又は当該工事の減額契約書及び技術提案料金に係る支払明細書の写しを併せて提出してください。
- ・ 法人成りや合併等、特殊な経営事項審査の場合は、決算期毎の工事経歴書が必要となります。

- ・ 新規かつ当期の決算期間が12か月未満の場合、(法人成りや決算期変更等)は、当期及び前期(基準日前12か月分以上)の工事確認書類が必要です。
- ・ 継続申請の場合は、審査対象事業年度分を提出してください。
新規申請等の場合は、完成工事高・元請完成工事高について2年平均を選択するときは審査対象事業年度分及び前審査対象事業年度分、3年平均を選択するときは審査対象事業年度分、前審査対象事業年度分及び前々審査対象事業年度分を提出してください。
- ・ 事業年度を変更した場合は、2年又は3年間の完成工事高・元請完成工事高がわかる事業年度分の工事経歴書を提出してください。
- ・ 業種追加を行った場合、新たに受審する追加業種については、審査対象事業年度分、前審査対象事業年度分及び前々審査対象事業年度分(3年平均を選択した場合のみ)の工事経歴書を提出してください。
- ・ 前審査対象事業年度に受審していない業種を、新たに受審する場合は、審査対象事業年度分、前審査対象事業年度分及び前々審査対象事業年度分(3年平均を選択した場合のみ)の工事経歴書を提出してください。
- ・ 原則、免税であった期間については、税込みの完成工事高にて作成してください。
記載方法は、49～50ページをご覧ください。また、建設工事の種類(業種)の区分の考え方については、51～53ページをご覧ください。

▼ 本人確認のための提示書類

本人確認書類の原本

- ・ 窓口に来られた方について、次のいずれかの現在有効な書類の原本を提示してください。
ア 運転免許証、イ 外国人登録証明書・特別永住者証明書・在留カード、ウ 住民基本台帳カード、エ パスポート(旅券)、オ 身体障害者手帳、カ 官公庁又は公的機関や団体が発行する資格証、キ マイナンバーカード(通知カードは不可)
- ・ 申請者の役員・従業員にあっては、申請者の発行する名刺以外の身分証明書でも可とします。

※ただし、行政書士は「行政書士証票」、行政書士の補助者は「行政書士補助者証」が必要となりますので、必ず持参してください。提示のない場合は、審査及び受付はできかねますのでご了承ください。
※建設業許可の更新手続中の場合は、更新手続中であることが確認できる書類を提示してください。